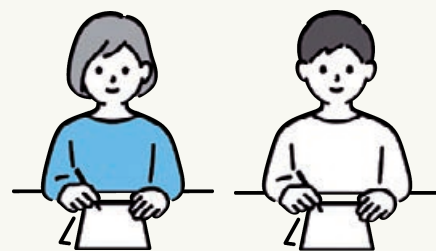


市民の皆さんからのご意見・ご提言等をこれからのまちづくりにいかします。

市政への手紙

市政への意見・提言メール

問 秘書広聴課 秘書広聴係 ☎72-2101 (内線121・122)



これからも市民の皆さんが安心して暮らし、働き、子育てができるまちを市民の皆さんと一緒につくっていくため、市政に関するご意見・ご提言等をお寄せください。

市政への手紙・市政への意見・提言メールとは

check!

「市政への手紙」

- 今年で54年目を迎える「市政への手紙」は、毎年7月を“手紙月間”として、ご意見やご提言等を募集しています。この広報紙に折り込まれている専用の用紙により、差出有効期間中は切手を貼らずに手紙を送ることができます。
- お寄せいただいたご意見・ご提言等には、2週間を目安に回答します。なお、手紙月間中は手紙が集中するため回答が遅れる場合があります。

check!

「市政への意見・提言メール」

- 茅野市ホームページ内に設けた「市政への意見・提言メール」ページのメールフォームから、ご意見・ご提言等をお寄せください。
いただきましたご意見・ご提言等については、2週間を目安にメールで返信します。
過去にいただきました「よくあるご意見・お問合せ」は、ホームページ内に掲載しています。

ホームページは
こちらから



※「市政への手紙」、「市政への意見・提言メール」は年間を通して受け付けをしています。

「市政への手紙」・「市政への意見・提言メール」の回答について

(1) 回答を希望される場合

- いただいたご意見・ご提言等の内容について、担当部署から問合せをする場合がありますので、正確に、お名前・ご住所・電話番号（手紙の場合）・メールアドレス（メールの場合）のすべてをご記入ください（未記入の場合は、回答をいたしかねます）。
- いただいたご意見・ご提言等は市長が拝見し、担当部署に送付します。
- その後、担当部署で調査・検討のうえ回答文を作成し、市長が確認してからお送りします。回答までの日数はおよそ2週間となります（内容により、さらにお時間をいただく場合もあります）。
なお、次のいずれかに該当するものについては、回答いたしかねますのでご了承ください。
 - 匿名であり、お名前・ご住所の記入の無いもの
 - 特定の個人や団体等を誹謗中傷するもの
 - 市の業務と関係ないもの
 - 営利・営業を目的とするもの
 - 宗教に関するもの
 - 趣旨が不明確なもの など

(2) 回答が不要な場合

お名前・ご住所・連絡先（電話番号・メールアドレス）を記入する必要はありません。ご意見・ご提言等は、市長が拝見した後、担当部署に送付し、市政運営の参考にさせていただきます。